一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン
選手契約および登録に関する規程

第1章　選手契約

第1節　総則

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン（以下「JRLO」という）の正会員と選手との契約および登録等に関する事項について定める。

第2条〔契約区分〕

選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

① 社員選手

② 業務委託契約選手

第3条〔社員選手〕

社員選手とは、正会員または正会員の関連会社との間で雇用関係にある者（ただし、当該正会員に所属するラグビーチーム（以下「会員チーム」という）でのラグビー選手としての活動を業務内容に含む者に限る）をいう。なお、本規程において、ラグビー選手としての活動とは、「一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン規約」（以下「規約」という）第 40 条において、選手として履行義務を負うものとして掲げられる各事項を行うことをいう。また、社員選手は、ラグビー選手としての活動の対価として、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料その他正会員が必要と認めた手当以外を受領してはならない。

第4条〔業務委託契約選手〕

業務委託契約選手とは、正会員との間で書面による業務委託契約（会員チームでのラグビー選手としての活動を業務内容とするものに限るものとし、契約書の名称を問わない）を締結している者をいう。

第2節　移籍

第5条〔選手の移籍〕

（1） 会員チームおよび社員選手は、それぞれ以下の各号に定める事項を遵守するものとする。

① JRLO が定めるシーズン開始日（原則として JRLO が別途定めるリーグ戦開始前の最初の選手登録期限日をいう。以下「シーズン開始日」という）から、JRLO が定めるシーズン終了日（原則としてプレーオフトーナメント最終戦開催日とする。以下「シーズン終了日」という）の 61 日前までの期間において

a) 会員チームは、直接または間接を問わず、他の会員チームに所属している社員選手と、当該他の会員チームの承諾の有無にかかわらず、移籍交渉（本条第5項において定義する。以下同じ）を行ってはならない。ただし、ラグビー選手としての活動を目的としない場合を除く。以下本条において同じ。

b) 社員選手は、直接または間接を問わず、所属する会員チーム以外の会員チームと、所属する会員チームの承諾の有無にかかわらず、移籍交渉を行ってはならない。

② シーズン終了日の 60 日前から、翌シーズンに係るシーズン開始日の前日までの期間において

a) 会員チームは、直接または間接を問わず、他の会員チームに所属している社員選手と、当該他の会員チームの事前の承諾なく、移籍交渉してはならない。ただし、会員チームは、他の会員チームに所属する社員選手から移籍交渉に関する接触があった場合は、当該他の会員チームに事前に通知することで、当該接触があった社員選手と移籍交渉を開始することができる。

b) 社員選手は、直接または間接を問わず、所属する会員チームの承諾なく、他の会員チームと移籍交渉を行うことができる。

③ 前二号の規定にかかわらず、正会員の退会、除名、会員資格の喪失または正会員としての地位の譲渡等、保有チーム運営の継続が不可能な特別な事情により、(a)社員選手の所属する会員チームまたは正会員としての地位の譲渡を受ける者が契約更新することができないまたは(b)契約更新をする意思が無い社員選手は、当該シーズンのシーズン終了日の120日前から移籍交渉を行うことができるものとする。

（2） 会員チームおよび業務委託契約選手は、それぞれ以下の各号に定める事項を遵守するものとする。

① シーズン開始日からシーズン終了日の 121 日前までの期間は、移籍交渉を行うことができない。

② シーズン終了日の 120 日前から翌シーズンに係るシーズン開始日の前日までの期間は、業務委託契約選手のうち、移籍交渉リスト（次項において定義する）に掲載された選手のみが、移籍交渉を行うことができる。

（3） JRLO は、以下の各号の定めに従って、本項第4号に定める内容を記載したリスト（以下「移籍交渉リスト」という）を作成して、会員チームに共有するものとし、会員チームは、それぞれ以下の各号に定める事項を遵守するものとする。

① 会員チームは、JRLO に対し、別途 JRLO が指定する期限までに、本項第4号の各事由に該当する選手を報告しなければならない。

② 会員チームは、前号に基づいて JRLO に報告する業務委託契約選手に対し、移籍交渉リストに掲載される旨を事前に通知しなければならない。なお、会員チームは、当該業務委託契約選手の登録代理人（公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）の「リーグワンにおける代理人に関する規程」に基づき登録された代理人をいう。以下同じ）に対して、選手に通知するのと同じタイミング又はそれ以降に、当該選手が掲載される旨を通知することができる。

③ JRLO は、本項第1号に基づく会員チームからの報告に基づき、別途 JRLO が指定する期限までに、移籍交渉リストを作成または更新する。

④ 移籍交渉リストに掲載される社員選手または業務委託契約選手は、以下のとおりとする。

a) シーズン終了 120 日前から 61 日前までの移籍交渉リスト

(i)業務委託契約選手の所属する会員チームが契約更新する意思が無い業務委託契約選手、または、(ii)本条第1項第3号に該当する社員選手

b) シーズン終了 60 日前からシーズン終了日までの移籍交渉リスト

(i)業務委託契約選手の所属する会員チームが契約更新する意思が無い業務委託契約選手、または、(ii)業務委託契約選手から、当該業務委託契約選手の所属する会員チームに、他の会員チームと移籍交渉することを通知している業務委託契約選手

c) シーズン終了翌日以降の移籍交渉リスト

(i)業務委託契約選手の所属する会員チームが契約更新する意思が無い業務委託契約選手、(ii)業務委託契約選手から、当該業務委託契約選手の所属する会員チームに、他の会員チームと移籍交渉することを通知している業務委託契約選手、または、(iii)当該終了したシーズンで業務委託契約を満了した選手

⑤ JRLO は、作成または更新した移籍交渉リストを、別途 JRLO が指定する期限までに、会員チームおよび登録代理人に共有する。

⑥ 会員チームおよび登録代理人は、本規程に明示されている場合を除き、JRLO、会員チームおよび登録代理人以外の第三者に対して、移籍交渉リストを開示または漏洩してはならない。

⑦　移籍交渉リストに掲載された選手と新たに契約を締結した会員チームは、契約締結後速やかに、別途 JRLO が指定する方法により JRLO にその旨を報告しなければならない。

⑧　JRLO は、前号の報告に基づき、当該選手を移籍交渉リストから削除し、更新した移籍交渉リストを本項第5号に基づき別途 JRLO が指定する期限までに会員チームおよび登録代理人に共有する。

（4）本条第1項および第2項の規定にかかわらず、社員選手と正会員との雇用関係が終了した場合または正会員と業務委託契約選手との契約が終了した場合、いずれの会員チームも何らの制限なく、当該選手と移籍交渉を行うことができ、いずれの当該選手も何らの制限なく、会員チームと移籍交渉を行うことができる。

（5）本規程における移籍交渉とは、直接または間接を問わず、以下のいずれかに該当する行為をいう。

① 選手が、他の会員チームに対して、以下のいずれかの情報を共有すること

・現所属チームから移籍する意向

・現所属チームとの契約条件、または、今後希望する契約条件

②　会員チームが、他の会員チームに所属する選手に対して、以下のいずれかの情報を共有すること

・当該選手を獲得する意向

・当該選手を獲得する際の契約条件

③　登録代理人が、会員チームおよび他の会員チームに所属する選手との間で、前二号の情報を共有すること

（6）正会員、会員チームおよび選手は、移籍に関して、他の正会員または他の会員チームと当該正会員等に所属する選手との契約その他の合意を尊重するものとする。

第6条〔期限付移籍〕

（1）会員チームは、以下の各号を満たす場合に限り、所属する選手を他の会員チームに一時的に所属（以下「期限付移籍」という）させることができるものとする。

① 期限付移籍元の会員チーム（以下「期限付移籍元チーム」という）、期限付移籍先の会員チーム（以下「期限付移籍先チーム」という）および選手の三者間において、別途 JRLO が定める期限付移籍契約書（以下「期限付移籍契約」という）を締結していること。なお、期限付移籍先チームにおける当該選手の報酬額その他の契約条件（有効期間その他期限付移籍元チーム選手契約と同内容を定めることができない条件を除く。以下本条において同じ）は、当該選手と期限付移籍元チームとの間の契約条件と同条件とする。

②　期限付移籍先チームにおいて、同一シーズン中の期限付移籍による受入れ選手数が、合計3名以内であること。ただし、各シーズン4月以降においては、期限付移籍先チームにおける受入れ選手数が2名に満たない場合であっても、新たに期限付移籍によって受け入れることのできる選手数は1名以内とする。

③ 当該選手において、同一シーズン中に期限付移籍をしていないこと。

④ 期限付移籍契約の期間が 12 月 1 日から当該シーズンに係るシーズン終了日までの範囲に収まっていること。

（2）期限付移籍をした選手は、当該シーズンが終了するまでの間、期限付移籍元チームにおいて試合に出場することができないものとする。

（3）期限付移籍をした選手は、期限付移籍先チームが、期限付移籍契約書を JRLO に提出し、全会員チームに対して追加登録の意向を通知してから 14 日目以降に開催される公式試合から、出場する試合のキックオフの 72 時間前までにリーグ登録が完了していることを条件に出場することができる。ただし、当該選手が、プレーオフトーナメントまたは入替戦に出場しようとする場合、少なくとも1回は、期限付移籍先チームにおいて、リーグ戦（順位決定戦を含む）または理事会が別途定める試合に出場していなければならない。

第7条〔社会人チームまたはクラブチームからの選手の移籍〕

日本協会の「チームの登録等に関する規程」（以下「日本協会登録規程」という）に定める社会人チームまたはクラブチームの選手として登録されている選手が、会員チームに移籍を行う場合、移籍する前に社会人チームまたはクラブチームの選手として登録を行った日本協会の年度(4月から翌年3月)内に開始される JRLO の年度(10 月から翌年9月)において、JRLO が主催する公式試合に出場することはできない。ただし、所属チームの解散、チームを保有する会社の倒産その他選手の責めに帰すことのできない事由により、移籍が行われた場合はこの限りではない。

第8条〔懲罰〕

会員チームまたは選手が本節の定めに違反した場合、JRLO は、規約第 85 条第 3 項に基づき理事会が定めるところにより懲罰を科すことができる。

第2章　選手登録

第9条〔選手登録〕

（1） 正会員は、日本協会登録規程の定めるところにより、契約した全ての選手を日本協会に選手登録（以下「協会登録」という）しなければならない。なお、本規程において、日本協会が運営・管理する登録管理システム「ラグビーファミリー」への登録完了日を協会登録完了日とする。

（2） 正会員は、公式試合に出場する全ての選手について、シーズン開始日までに、JRLO が別途指定する書類を提出の上、所定の方法に従って JRLO に登録（以下「リーグ登録」という）しなければならない。ただし、第 12 条および第 13 条に定める場合はこの限りではない。

（3） 正会員は、本規程に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に掲げる者をリーグ登録することができない。

① 日本協会登録規程に基づきチーム登録されたチーム（大学チームを含むが、日本代表チームの強化等の目的で日本協会が特に指定したチームを除く）に登録されている者（第 12 条第 6項に定める場合を除く）

② 高等学校または高等専門学校の在学生（ただし、日本協会登録規程に基づきチーム登録されたチームに登録されていない 18 歳以上の者のうち、JRLO がリーグ登録を認めた者を除く）

③ 18 歳未満の者

（4） 協会登録およびリーグ登録が完了した選手に限り公式試合に出場することができ、正会員は、協会登録またはリーグ登録のいずれかまたは両方が完了していない選手を公式試合に出場させてはならない。

第 10 条〔リーグ登録の区分〕

リーグ登録の区分は、次の各号のとおりとする。

① カテゴリA－1

② カテゴリA－2

③ カテゴリB

④ カテゴリC

第 11 条〔登録区分の要件〕

（1）「カテゴリA－1」としてリーグ登録することができる選手は、リーグ登録を行おうとするシーズン（以下、本条において「リーグ登録シーズン」という）に係るシーズン開始日時点で、次の各号の条件のいずれかを満たす（リーグ登録がリーグ登録シーズンに係るシーズン開始日よりも前に行われる場合は、満たすことが合理的に見込まれる）者とする。なお、本規程における「代表歴がある者」（日本協会または日本以外の国もしくは地域を管轄するラグビーフットボール協会（以下「他の協会」という）を代表したことがある者）／「代表歴がない者」（日本協会または他の協会を代表したことがない者）の判断は、World Rugby（以下「ワールドラグビー」という）の定める「REGULATION 8. ELIGIBILITY TO PLAY FOR NATIONAL REPRESENTATIVE TEAMS」によるものとする。

① 他の協会の代表歴がない者のうち、以下の a)～c）のいずれかを満たす者。

a) 日本で出生した者。

b) 両親または祖父母の1人以上が日本で出生している者。

c) 教育基本法に定める義務教育期間の間に、6年以上日本に在住した者。なお、ここでいう「6年以上日本に在住」とは、当該期間中において、累積して2,190日以上、日本国内に在住していることを意味する。

② リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で、日本協会により15人制シニア日本代表に選出され、かつ、15人制シニア日本代表として試合（テストマッチ）に出場した回数が、30以上である者。なお、本号の「15人制シニア日本代表」とは、ワールドラグビーの定める「REGULATION 8. ELIGIBILITY TO PLAY FOR NATIONAL REPRESENTATIVE TEAMS」におけるThe senior fifteen-a-side National Representative Team of a Unionを指すものとする。

③ 日本代表歴がなく、かつ、他の協会の代表歴がある者のうち、以下の a)またはb）のいずれかを満たす者。

a） 本項第1号aを満たし、かつ、他の協会の代表として活動した最後の日の翌日から少なくとも3年が経過した者。

b） 本項第１号bを満たし、かつ、他の協会の代表として活動した最後の日の翌日から少なくとも3年が経過した者。

④ 以下のa）～d）のいずれかを満たす者。

a） 2025-26シーズンにおいてカテゴリAの選手としてリーグ登録されていた選手のうち、2025年5月31日までに日本国籍を取得した者（同日までに日本国籍取得を申請し、その後に日本国籍を取得した者を含む。）。ただし、時期を問わず他の協会の代表歴がないことを条件とする。

b） 2016 年8月 31 日以前に特別永住権取得選手として協会登録していた者。なお、特別永住権取得選手として協会登録を行った時点以前の他の協会の代表歴の有無は問わない。

c） 2017 年8月 31 日以前に日本での義務教育修了者として、協会登録を行っており、引き続き日本に在住している者。ただし、時期を問わず他の協会の代表歴がないことを条件とする。

d） 2021 年度シーズン開始以前に「アジア枠」該当選手として協会登録していた者。ただし、時期を問わず、他の協会の代表歴がないことが条件とする。

（2）「カテゴリA－２」としてリーグ登録することができる選手は、カテゴリ A－1に当てはまらない選手のうち、リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で、次の各号の条件のいずれかを満たす（リーグ登録がリーグ登録シーズンに係るシーズン開始日よりも前に行われる場合は、満たすことが合理的に見込まれる）者とする。

① 日本代表歴（15人制日本代表または7人制日本代表を問わない）があり、かつ、他の協会の代表歴がない者。

② 日本代表歴がなく、かつ、他の協会の代表歴がない者のうち、以下の a)～c）のいずれかを満たす者。

a） リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で、48 か月間以上継続して協会登録されている（以下「継続登録要件」という）者。なお、本規程における「継続登録」とは、日本国外滞在日数にかかわらず、協会登録が中断していないことを意味し、他のリーグまたは他の協会の代表としてプレーするために協会登録を抹消した場合には、「継続登録」の要件を満たさないものとする。

b） 2024-25 シーズン開始日時点で、日本に継続居住し、2024-25 シーズンに係るシーズン開始日以降、日本協会に継続登録しており、2025-26 シーズン以降のリーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で、継続居住および継続登録の期間の合計が 48 か月間以上である者。ただし、本号は、2028-29 シーズンに係るシーズン開始日までに本号の条件を満たした者に限り、適用する。なお、ここでいう「継続居住」とは、日本国外滞在日数が年間 62 日以下であることを意味し、日本以外での出生者を対象として入国管理局が発行する出入国記録により、日本国外滞在日数が確認できることを条件とする。また、日本に留学している19歳未満の者の日本における居住については、当該留学期間中、当該留学をしている者が、両親の双方またはいずれか一方と同居している場合に限り、ここでいう「継続居住」に含まれるものとする。

c） リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で直前の累計9年間日本を居住地としている（以下「累計居住要件」という）者。なお、ここでいう「累計」とは、出生時からシーズン開始日までを対象に、日本を主たる居住地として居住していた期間を意味する。なお、主たる居住地の解釈については、ワールドラグビーの定める規程における解釈に準じるものとする。

（3）「カテゴリB」としてリーグ登録することができる選手は、カテゴリA－１およびカテゴリA－２のいずれにも当てはまらない選手のうち、次の各号の条件のいずれかを満たす者とする。

① 他の協会の代表歴がない者のうち以下の a)または b)のいずれかに該当する者。

a) リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で前項第2号の要件を満たしておらず（リーグ登録がリーグ登録シーズンに係るシーズン開始日よりも前に行われる場合は、満たさないことが合理的に見込まれ）、かつ、将来的に、同号の要件を満たす可能性がある者。

b) 2021 年 11 月 30 日以前に日本国籍取得を申請しているが、2021 年 12 月 28 日までに当該申請が認定されていない者。ただし、2021 年 12 月 29 日以降に当該申請が認められた場合は、2026-27 シーズンよりカテゴリ A－1 の選手として登録することができる。

② 他の協会の代表歴がある者のうち以下a)または b)のいずれかに該当する者。

a) 2021 年シーズン開始以前に「アジア枠」該当選手として協会登録していた者。

b) リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で、本条第1項第3号の要件を満たしておらず（リーグ登録がリーグ登録シーズンに係るシーズン開始日よりも前に行われる場合は、満たさないことが合理的に見込まれ）、かつ、将来的に、同号の要件を満たす可能性がある者。

（4）「カテゴリC」としてリーグ登録することができる選手は、リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で、以下の条件を満たす（リーグ登録がリーグ登録シーズンに係るシーズン開始日よりも前に行われる場合は、満たすことが合理的に見込まれる）者とする。

カテゴリA－1、カテゴリA－2およびカテゴリBのいずれにも当てはまらない者。

（5）リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点の選手のカテゴリは、当該シーズン中は変更されない。ただし、リーグ登録シーズンに係るシーズン開始日時点で、本条第1項各号の要件を満たしていない場合でも、当該リーグ登録シーズンに係るシーズンの開幕試合日時点で本条第1項第2号の要件を満たした選手は、カテゴリA－1に登録を変更することができる。

（6）正会員が行うリーグ登録は、下表「チーム登録枠」の要件を満たさなければならない。

（7）正会員が同一の試合にエントリーすることのできる選手の上限は、カテゴリごとに下表「試合 23 名登録枠（エントリー枠）」のとおりとする。

（8）正会員が同時に出場させることのできる選手の上限は、カテゴリごとに下表「同時出場枠」のとおりとする。

（9）カテゴリB選手は、カテゴリC選手として試合出場させることができる。

<table>
<tr><th></th><th>チーム登録枠</th><th>試合23名登録枠</th><th>同時出場枠</th></tr>
<tr><td>カテゴリA－1</td><td rowspan="2">制限なし</td><td>14名以上</td><td>8名以上</td></tr>
<tr><td>カテゴリA－2</td><td rowspan="3">・ カテゴリA－2、BおよびCの合計9名以下、かつ、
・ カテゴリBおよびCの合計6名以下、かつ、
・ カテゴリC3名以下</td><td rowspan="3">・ カテゴリA－2、BおよびCの合計7名以下、かつ、
・ カテゴリC3名以下</td></tr>
<tr><td>カテゴリB</td><td>カテゴリ B および C の合計で 10 名以下、かつカテゴリ C は3名以下</td></tr>
<tr><td>カテゴリC</td><td></td></tr>
</table>

第 12 条〔選手の追加登録〕

（1）第9条第2項本文の定めにかかわらず、正会員は、別途 JRLO が定めた登録期限までに、カテゴリ A の選手を3名まで追加でリーグ登録することができる。

（2）第9条第2項本文の定めにかかわらず、正会員は、カテゴリBおよびCの選手をチーム登録枠の範囲内において、追加でリーグ登録することができる。

（3） 前二項または本条第4項に基づき、追加でリーグ登録された選手は、正会員が選手登録申請書兼同意書を JRLO に提出し、全会員チームに対して追加登録の意向を通知してから 14 日目以降に開催される公式試合から、出場する試合のキックオフの 72 時間前までにリーグ登録が完了していることを条件に出場することができる。ただし、当該選手（本条第4項に基づき追加でリーグ登録された選手であって、本条第6項または第7項に定める要件および手続きを充足する選手は除く）が、プレーオフトーナメントまたは入替戦に出場しようとする場合、少なくとも1回はリーグ戦（順位決定戦を含む）または理事会が別途定める試合に出場していなければならない。

（4） 第9条第2項本文の定めにかかわらず、カテゴリBおよびCのリーグ登録者数がチーム登録枠の上限に達している場合において、カテゴリ B またはC の選手が負傷または病気により試合出場が困難になったときは、当該選手のリーグ登録抹消後に、カテゴリ B またはC の選手をチーム登録枠の範囲内において、追加でリーグ登録することができる。

（5） 第9条第2項本文の定めにかかわらず、正会員は、リーグ登録した選手が他の協会の代表選手として代表活動中に負傷し、シーズン中に復帰できない場合、当該選手のリーグ登録抹消後に、カテゴリを問わず代替の選手をリーグ登録することができる。

（6） 第9条第2項本文および同条第3項第1号の定めにかかわらず、正会員は、日本協会登録規程に基づきチーム登録された4年制大学の大学チームに所属する選手のうち、大学の最終学年の者、選手登録が4年目以降の者、または大学院に在籍する者で、かつ、次シーズン以降において大学における選手登録を行わず、当該シーズンの4月以降に正会員に所属することが内定している選手（以下「アーリーエントリー選手」という）について、以下の手続きに従うことにより、シーズン開始日以降もリーグ登録することができ、当該リーグ登録した選手を当該シーズンの試合（ただし、当該年度の大学選手権の全日程終了後に開催される試合に限る）に出場させることができる。なお、アーリーエントリー選手は、当該シーズンにおいてリーグ戦に出場していなくても、プレーオフトーナメントまたは入替戦に出場することができる。

＜手続きの流れ＞

① 正会員が、当該シーズンの 3月の最終試合が開催される日から遡って14日前までに、以下の＜必要な提出書類＞記載の①選手登録申請書兼同意書をJRLO に提出した上で、全会員チームに対してリーグ登録の意向を通知する。

② 正会員が、当該シーズンの3月の最終試合が開催される日から遡って72時間前までに、以下の＜必要な提出書類＞記載の②正会員とアーリーエントリー選手の契約書（社員選手の場合は内定通知書）及び③その他JRLOが求める資料を JRLO に提出しリーグ登録を完了する。

＜必要な提出書類＞

① 選手登録申請書兼同意書

② 正会員とアーリーエントリー選手の契約書（社員選手の場合は内定通知書）

③ その他 JRLO が求める資料

（7） 第9条第2項本文の定めにかかわらず、正会員は、リーグ登録をしようとしているシーズンの前シーズンに係るシーズン終了日の翌日からリーグ登録をしようとしているシーズンの3 月末日までに高等学校、高等専門学校、大学または大学院を卒業した者（18 歳以上の者に限る）について、当該シーズンの 4 月 1 日以降、日本協会登録規程に基づきチーム登録されたチームに二重登録とならないことが合理的に見込まれることを条件に、以下の手続きに従うことにより、シーズン開始日以降もリーグ登録することができ、当該リーグ登録した選手をシーズンの4 月1 日以降に開催される試合に出場させることができる。なお、当該選手は、シーズンにおいてリーグ戦に出場していなくても、プレーオフトーナメントまたは入替戦に出場することができる。

＜手続きの流れ＞

① 正会員が、当該選手が出場する試合の 14 日前までに、以下の＜必要な提出書類＞記載の①選手登録申請書兼同意書を JRLO に提出した上で、全会員チームに対してリーグ登録の意向を通知する。

② 正会員が、当該選手が出場する試合のキックオフの 72 時間前までに、以下の＜必要な提出書類＞記載の②正会員と当該選手の契約書（社員選手の場合は内定通知書）及び③その他JRLOが求める資料を JRLO に提出し リーグ登録を完了

する。

＜必要な提出書類＞

① 選手登録申請書兼同意書
② 正会員と当該選手の契約書（社員選手の場合は内定通知書）
③ その他 JRLO が求める資料

第13条〔選手登録の抹消および再登録〕

（1）正会員は、選手のリーグ登録を抹消する場合、全会員チームに対して登録抹消の意向を通知するものとする。

（2）正会員は、本規程に別途定める場合を除き、リーグ登録を抹消した選手を、同一シーズンにおいて再登録することができない。

（3）前項の定めにかかわらず、正会員は、日本代表強化に資するものとして日本協会と JRLO が事前に合意した活動に参加するために、選手のリーグ登録を抹消した場合、チーム登録枠の範囲内において、当該選手をいつでもリーグ登録することができる。

（4）本条第2項の定めにかかわらず、正会員は、JRLO が別途定める手続きに従い、前条第4項に基づきリーグ登録を抹消したカテゴリ B または C の選手を、同一シーズン中2名を上限として、再登録できるものとする。ただし、前条第4項に基づくリーグ登録の抹消後、同項に基づき代替の選手をリーグ登録した場合、当該代替選手のリーグ登録を抹消しなければならない。

（5）前項に基づき、再登録された選手は、正会員が全会員チームに対して再登録の意向を通知してから 14 日目以降に開催される公式試合から、出場する試合のキックオフの 72 時間前までにリーグ登録が完了していることを条件に出場することができる。ただし、当該選手が、プレーオフトーナメントまたは入替戦に出場しようとする場合、再登録の前後にかかわらず、少なくとも1回はリーグ戦（順位決定戦を含む）または理事会が別途定める試合に出場していなければならない。

（6）本条第2項の定めにかかわらず、正会員は、別途JRLOの定めた登録期限までにリーグ登録を行った選手のうち、カテゴリ A の選手（第11条第1項第1号を満たす者、または、同項第2号 a もしくは b の要件を満たす者に限る）、または、当該年度（当該シーズンの前シーズンに係るシーズン終了日の翌日以降）に日本代表スコッドに選出された選手について、日本代表の強化育成目的で海外リーグに登録し、所属会員チームでのリーグ登録を抹消した場合、①当該海外リーグでの活動後、直ちに帰国し、出国前に所属していた会員チームにおけるラグビー選手としての活動を再開すること、および、②出国前に選手・所属会員チーム・JRLO との三者間で合意することを条件として、当該選手をいつでもリーグ登録することができる。

第 14条〔選手離籍証明書の発行〕

正会員は、理由の如何（移籍・引退）を問わず、所属選手が会員チームを離籍する際に、JRLO指定の「選手離籍証明書」を当該選手に対して発行しなければならない。ただし、正会員が以下の事由により当該会員チームを解散・廃部・休部したと JRLO が認める場合は、この限りではない。

① 正会員が、当該会員チームの活動支援を打ち切ることを書面またはプレス・ステートメント等で公表した場合。
② 会員チームを保有・運営する正会員が破産、会社更正、民事再生の申請を行った場合および当該会員チームが解散した場合。
③ 正会員が定款その他 JRLO の定める規則に従い、JRLOから退会した場合。

第 15 条〔懲罰〕

本章の定めに基づき会員チームまたは選手が提出した書類に虚偽または事実と異なる記載があった場合、JRLO は、規約第 85 条第 3 項に基づき理事会が定めるところにより、懲罰を科すことができる。

第3章　附則

第 16 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 17 条〔施行〕

本規程は 2021 年 12 月 10 日から施行する。

〔改正〕

2021 年 12 月 22 日

2022 年3月9日

2022 年3月 31 日

2022 年 10 月 12 日

2023 年2月 17 日

2023 年 10 月 3 日

2024 年9月 24 日

2024 年 11 月 19 日

2024 年 11 月 29 日

2025 年2月 18 日

2025 年4月 15 日

2025年10月21日

2025年11月18日

2026年9月8日